○　財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第六十二号）

改　正　案	現　行
第一号様式 【表紙】 【提出書類】　内部統制報告書 （略） （記載上の注意） ⑴～⑻　（略） ⑼　付記事項 a　財務報告に係る内部統制の有効性の評価に重要な影響を及ぼす後発事象 事業年度の末日後、内部統制報告書の提出日までに、財務報告に係る内部統制の有効性の評価に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合には、当該事象を記載すること。 b　（略） ⑽　（略）	**第一号様式** 【表紙】 【提出書類】　内部統制報告書 （略） （記載上の注意） ⑴～⑻　（略） ⑼　付記事項 a　財務報告に係る内部統制の有効性の評価に重要な影響を及ぼす後発事象 決算日以降、内部統制報告書の提出日までに、財務報告に係る内部統制の有効性の評価に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合には、当該事象を記載すること。 b　（略） ⑽　（略）

○　財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第六十二号）

改　正　案	現　行
第二号様式 【表紙】 【提出書類】　内部統制報告書 （略） （記載上の注意） ⑴～⑷　（略） ⑸　代理人の氏名又は名称 本邦内に住所を有する者であって、内部統制報告書の提出に関する一切の行為につき提出会社を代理する権限を有するもの（以下この⑸において「代理人」という。）の氏名（代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載すること（法第27条の30の５第１項の規定により内部統制報告書を書面で提出する場合には、併せて代理人の氏名又は名称の下に代理人（代理人が法人である場合には、その代表者）が署名すること。）。 ⑹～⑼　（略） ⑽　付記事項 ａ　財務報告に係る内部統制の有効性の評価に重要な影響を及ぼす後発事象 事業年度の末日後、内部統制報告書の提出日までに、財務報告に係る内部統制の有効性の評価に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合には、当該事象を記載すること。 ｂ　（略） ⑾　（略）	**第二号様式** 【表紙】 【提出書類】　内部統制報告書 （略） （記載上の注意） ⑴～⑷　（略） ⑸　代理人の氏名又は名称 本邦内に住所を有する者であって、内部統制報告書の提出に関する一切の行為につき提出会社を代理する権限を有するもの（以下この⑸において「代理人」という。）の氏名（代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載すること（法第27条の30の５第１項の規定により確認書を書面で提出する場合には、併せて代理人の氏名又は名称の下に代理人（代理人が法人である場合には、その代表者）が署名すること。）。 ⑹～⑼　（略） ⑽　付記事項 ａ　財務報告に係る内部統制の有効性の評価に重要な影響を及ぼす後発事象 決算日以降、内部統制報告書の提出日までに、財務報告に係る内部統制の有効性の評価に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合には、当該事象を記載すること。 ｂ　（略） ⑾　（略）